

体育の授業の実施について (R2. 6. 12 時点)

※令和2年5月21日付けスポ保第204号で通知の「(別紙1) 体育の授業の実施について」における加筆修正箇所は下線及びゴシック体となっております。

I 基本的な考え方

体育の授業の実施については、新型コロナウイルス感染症対策として以下に示した「Ⅱ 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策」を遵守するとともに、「Ⅲ 体育の授業を実施するにあたっての留意点」について積極的に取り組み、感染予防に細心の注意を払って授業を実施すること。

また、今後、気温が高くなることが予想されることから、熱中症予防についても徹底し、無理のない運動から徐々に体を慣れさせるなど、安全に留意した学習内容となるよう配慮すること。

Ⅱ 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策

1 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策について

- (1) 学校がクラスターとならないよう、**㊦こまめな換気、㊧十分に児童生徒間の間隔をとる、㊨近距離での会話を避ける**など感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、指導を行うものとする。
- (2) 児童生徒の安全確保のため、児童生徒の健康観察(検温は必要に応じて実施)を適宜行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- (3) 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブやトイレの蛇口など)の消毒など定期的に担当者を決めて実施する。
- (4) 屋内の授業で活動場所に多くの児童生徒ができるだけ集まらないよう、複数場所で授業を行う計画とする等、3密を避けるようにすること。

2 体育の授業の年間指導計画について

- (1) 年間指導計画は、感染症拡大防止対策及び各競技(運動)の特性を踏まえて見直しを図ること。
- (2) 屋内で実施予定の単元であっても可能であれば屋外で授業を実施できるよう計画を見直すこと。

- (3) 学校外の施設を利用する予定であった場合でも、上記1(1)～(4)、2(1)・(2)を踏まえて計画を見直すこと。

Ⅲ 体育の授業を実施するにあたっての留意点

1 年間指導計画の見直しについて

(1) 全ての校種の共通事項

① 年間指導計画に配置する領域について

感染拡大防止の観点から、各学校の参考となるよう、時期ごとに可能と思われる領域を例として示すので、各学校の実情に合わせて計画すること。ただし、感染拡大防止の観点は必ず踏まえて計画すること。

※中学校・高等学校の名称で記載しているため、小学校は該当する領域と合わせて検討すること。

- 5月～12月：武道及び水泳以外の領域
- 1月～3月：水泳以外の領域

※武道については、今後の感染状況によっては開設できない可能性もあるため、その場合は、追って連絡します。

※中学校3年生及び高等学校において、今年度については、感染症拡大防止の観点から、すでに「体づくり運動」及び「体育理論」以外の領域について選択制としない年間指導計画としている学校もあると思いますが、本通知を受けての見直しが年度途中であるために困難な場合はそのままの計画を進めることもやむを得ないこととします。ただし、学校によって見直しが可能な場合は、積極的に選択制としていただくようお願いします。

② 水泳の授業について

- 水泳の授業については、更衣室での着替え、授業前後のシャワー等、「密」を回避できない状況があり、密を避けようとする時間的にかかなりのロスが考えられること、また、年度当初の健康診断を済ませていない学校もあること等の理由や、本県専門家の御意見、他県の状況等を総合的に判断し、今年度は実施しないこととする。

(2) 中学校・高等学校について

中学校・高等学校における武道については、各競技の特性を踏まえ、内容の取扱いから漏れることのないように留意しつつ、単元としての設定時期を年度の後半^{※1}に取り扱う。他の領域についても生徒の学習の様相を考慮して同様に工夫する。なお、後半^{※1}に設定し直しても、今後の感染状況によっては開設できない場合もあることにも留意する。

(例1) 武道の単元を年度の前半^{※1}に予定していた場合は、年度の後半^{※1}または次の学年(中1で予定していたものを中2にする等^{※2})に移動する。

(例2) 中学校3年生以上の学年では選択制^{※3}となっていることから、年度の後半^{※1}に武道を選択できるようにしておき、感染の状況を考慮して開設しない場合もある旨を生徒に伝えておく。

※1：年度の前半とは5月～7月、年度の中盤とは8月～12月、年度の後半とは1月～3月を指すものとする。

※2：昨年度の中学1年生が武道を履修していない場合は今年度に必ず武道を履修しなくてはならず、開設の時期を年度の後半^{※1}にする等の配慮が必要となる。

※3：中3、高1で武道を選択しない場合は、球技の2つの型を履修する必要がある。

2 感染防止対策

(1) マスクの着用について

① 教員はマスクを着用すること。

※教員が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさを覚える場合には外すことも可。ただし、特に説明をする時にはマスクの着用すること。

② 児童生徒は、運動を行う場合、十分な間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。

※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」(R2.5.21 スポーツ庁)には「マスクを外す場合は2m以上確保、マスクを着用する場合は1～2m以上確保」との記載がある。

(2) 教員の対応について

① 教員は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるときは指導しないこと。

② 教員は、児童生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。

③ 教員は、児童生徒の参加状況を把握すること。

- ④ 教員はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布したり、黒板等を利用したりして指示するなど、**指導方法を工夫すること**。なお、マイクや拡声器等を利用し、大声を出さないで指示をするということも考えられる。

(3) 児童生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し教員に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら教員に知らせること。
- ⑤ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

(4) 活動場所について

- ① **可能な限り屋外での授業とし、屋内で授業をする場合でも多くの児童生徒ができるだけ集まらないようにすること。**
- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い（1時間に1～2回程度）、常にドアを広く開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。
- ③ 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ④ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブなど）の消毒など**定期的に**担当者を決めて実施すること。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。

(5) 更衣室について

- ① 更衣室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② やむを得ず、更衣室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ③ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けること。
- ④ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意するなどが考えられる。

- ⑤ 更衣室で複数の児童生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

(6) 使い回す道具等について

- ① 使い回す道具を使用する場合には、授業前と授業後に共有する用具等を消毒すること。
- ② 使い回す道具を使用させた場合には、こまめに手洗いをさせること。

(7) 学習活動の際の留意事項

- ① 2クラス合同等の授業の際においても、活動場所が密とならないように工夫して授業を実施すること。
- ② 児童生徒が集合したり整列したりする場面を避けること。上記の健康観察については、児童生徒間の距離を十分確保したうえで実施すること。
- ③ 可能な限り小グループで活動するとともに屋内に多くの児童生徒が集まらないようにし、必要最小限の発声とするよう指導すること。
- ④ 熱中症対策のため、気温に応じた服装、帽子の着用、授業中における水分補給等を徹底し、少しでも体調の変化を感じた場合にはすぐに休憩するよう指導すること。特に、マスクを着用している場合は体に熱がこもりやすいことから注意すること。
- ⑤ 可能な限り児童生徒間の距離をとって活動を行わせること。向かいあった活動は最小限度にするなど、工夫すること。
- ⑥ 学習内容における運動の強度は、負荷の少ない運動から始めるなど、急に息のあがるような運動から始めることは避けること。
- ⑦ 当面の間、児童生徒が近距離で組み合うなどの場面が多い運動（領域）は避けること。
- ⑧ 学習活動内容を、主に個人で技能を高めたり知識を深めたり思考・判断したりする内容（ICT機器を有効活用する等）を多く取り入れるなど、児童生徒が密集する機会を避けるよう工夫すること。
- ⑨ グループ活動を行う場合は、可能な限り少人数とし、意見交換等を実施する場合でもお互いに十分な間隔をあげ、向きあうことのないようにすること。
- ⑩ 意見交換等については、学習カードやグループノートへの記入（お互いに書いて行う活動）で行うなど、工夫すること。ただし、カードやノートを共有する

こととなることから、活動前後はこまめに手洗いをするよう指導すること。

- ⑪ 「知識」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」については、通常どおり、授業中における観察、学習カードのほか、児童生徒が家庭学習において実施した課題の提出等を活用するなどして指導し評価すること。
- ⑫ 各競技の留意点については、令和2年6月9日付け高教第248号スポ保第279号で通知の「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版6月13日～7月31日までの活動について）」を参照すること。

※各競技団体が示す指針と本通知の留意点等及び上記高教248号スポ保第279号の部活動のガイドラインで示すものに齟齬が生じている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

IV 健康・安全上の留意点

健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校又は園等からの健康に関する引継ぎ事項）等に留意し、授業前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない学習活動となるよう工夫すること。なお、心配される児童生徒については、かかりつけ医または学校医の診断を受けた後に実施すること。